

教派對立と神学論争のなかの《天正遣欧使節》(2)

—— ドイツ語訳『天正遣欧使節記録』に収録された
《ルター派聖職者の所見文》(1585年)にみられる「日本認識」の特徴について

蝶野立彦

Die japanischen „Tenshō-Gesandten“ im Kontext der pro- und antireformatorischen Polemiken der 1580er Jahre (2). Ein Japanbild aus dem Blickwinkel der theologischen Kontroverse im deutschsprachigen Raum in der zweiten Hälfte des 16. Jahrhunderts.

Tatsuhiko CHŌNO

(I) 問題設定——ドイツ語訳『天正遣欧使節記録』(1585年)に収録された「日本地誌情報」と「ルター派聖職者の所見文」の関わりをめぐって

本稿の正編にあたる2023年の論文(「教派對立と神学論争のなかの《天正遣欧使節》——ドイツ語訳『天正遣欧使節記録』に収録された《ルター派聖職者の所見文》(1585年)と《イエズス会士によるルター派への論難》の関わりをめぐって」⁽¹⁾ [以下「正編」と略])では、1585年に刊行された『日本からの天正遣欧使節の来欧記録』のドイツ語訳パンフレット(『本年1585年3月に数名の王と諸侯が[彼らの]信仰ゆえに日本から彼らの使節をどのようにしてローマに派遣したか、に関する知らせ』⁽²⁾ [以下『王と諸侯 […]』に関する知らせ]と略)とそこに収録された「天正遣欧使節についてのルター派聖職者の所見文」の来歴に分析を加え、「1587年刊行の同書の改訂版に施された変更点(表題の新たな但し書

き、巻末に付された聖書からの引用文、ルター派聖職者の所見文に追加された挿入箇所)」を手がかりにして、主に以下の2つの事実を明らかにした。第1は、同書がカトリックの編者によって印刷された「反プロテスタント的な性格の出版物」であったこと、第2は、同書に収録された「ルター派聖職者の所見文」が1580年代のドイツ⁽³⁾におけるイエズス会士とルター派との論争のなかで「イエズス会士によるルター派への論難の題材」として用いられていたこと、である。しかしながら、「正編」では、紙幅の制約ゆえに、「ルター派聖職者の所見文」の後半部分で展開されている「ルター派による日本での宣教の可能性」と「日本の地理的・文化的環境」との関わりをめぐる一連の議論には触れることができなかった。そこで、2023年の論文の続編にあたる本稿では、「正編」の論述の「補論」というかたちで、1585年刊の『王と諸侯 […]』に関する知らせ』に収録された「天正遣欧使節についてのルター派聖職者の所見文」の後半部分の記述に分析を加え、そこに示されている「日本認識」の特徴を浮き彫りにしてみたい。

「ルター派聖職者の所見文」の後半部分に分析を加えるにあたって、まず明らかにしておかなければならないのは、同所見文を収録した『王と諸侯 […]』に関する知らせ』の来歴とその内容構成である。既に「正編」の(II)で詳しく論じたよ

うに、『王と諸侯 […] に関する知らせ』には、1585年3月に天正遣欧使節がローマで教皇に謁見した直後にローマで刊行された「日本からの使節」に関するローマ教皇庁の公式のラテン語の記録(『日本の諸王の使節のために教皇グレゴリウス13世聖下によってローマにおいて公開で開催された枢機卿会議の記録』⁽⁴⁾ [以下『枢機卿会議の記録』と略])がドイツ語に翻訳されて収録されており、そこにさらに幾つかのドイツ語のテキストが付録として追加収録されている。「天正遣欧使節についてのルター派聖職者の所見文」は、そのようにして追加収録された付録テキストの一つである。

『王と諸侯 […] に関する知らせ』には「作者名・印刷業者名・印刷地」の記載がないために、旧来の研究では、このパンフレットの来歴についてさまざまな見解が示されてきたが、「正編」の(Ⅲ)の(2)での分析を通じて、このパンフレットの編者が1566年から1599年までアウクスブルク司教座聖堂の説教師を務め、のちにイエズス会の南ドイツ管区長となったイエズス会士クリストフ・ローゼンブシュ(グレゴリウス・ロセフィウス)である可能性が極めて高いことが確認された⁽⁵⁾。

「ルター派聖職者の所見文」の後半部分の特徴を把握するためには、『王と諸侯 […] に関する知らせ』の内容構成に目を向ける必要がある。そこで、「正編」の(Ⅱ)に記した同書の内容構成をここで再掲しておきたい⁽⁶⁾。

①序文(S.1-2)

②使節を派遣した3名の日本の王と諸侯(豊後の王フランキスクス[大友宗麟]、有馬の王プロタシウス[有馬晴信]、大村公バルトロメウス[大村純忠])がローマ教皇に宛てて記した3通の書

状(S.3-7)

③教皇の面前で上記の3通の書状が読み上げられた後に、ポルトガル人のイエズス会司祭ガスバル・ゴンサルヴェスが行った演説(S.8-21)

④上記の演説の後に、アントニウス・ブッカパドゥリウスが教皇の名義で行った応答演説(S.22-23)

⑤日本諸島についての簡潔な記述(S.23-26)

⑥使節がトスカナ大公に贈った贈呈品についての記述(S.27)

⑦ルター派聖職者の所見文(S.28-46 [所見文の末尾の頁番号は誤ってS.48と印刷されている])

上記の①~⑦のうち、②~④の箇所が『枢機卿会議の記録』に収録されたラテン語テキストのドイツ語翻訳文で、①及び⑤~⑦の箇所が、『王と諸侯 […] に関する知らせ』に新たに加えられたドイツ語テキストであるが、⑦の「ルター派聖職者の所見文」の後半部分の記述の特徴を明らかにする上で最も重要な点は、この所見の後半部分の「ルター派による日本での宣教の可能性」に関する議論が、⑤の「日本諸島についての簡潔な記述」に示された「日本の地理的・文化的環境についての情報」を下敷きにして組み立てられていることである。つまり、⑦の「ルター派聖職者の所見文」の後半部分の記述は、⑤で示された「日本についての地誌情報」に対する「ルター派聖職者の論評と解釈」に他ならず、『王と諸侯 […] に関する知らせ』の読者は、⑤と⑦の記述を順番に読み進めてゆくことによって、「日本についての地誌情報」のみならず、「その情報を受け取ったドイツのルター派聖職者が、それに対してどのような反応を示し、それをどう解釈したか」を《一連りの文脈》のなかで目の当たりになるのである。

それでは、「ルター派聖職者の所見文」の《日本認識》の下地をなしている、⑤の「日本諸島についての簡潔な記述」の内容は、いったいどのような情報源に由来しているのだろうか。これまでの研究では、『王と諸侯 […] に関する知らせ』に収録された「日本諸島についての簡潔な記述」のテキストがいかなる情報源ないし原典に基づくものであるのか、詳らかにされてこなかった。本稿の(Ⅱ)では、この問題に関する考察を行い、この箇所のテキストが、1585年にローマ、フィレンツェ、ヴェネチアで印刷された「カトリックの著者の手になるイタリア語出版物」の記述（あるいはその記述の元となったテキスト）をドイツ語に意識したものである可能性が高いことを指摘したい。

そして、既に述べたように、「ルター派聖職者の所見文」の後半部分で所見文の著者は⑤の「日本諸島についての簡潔な記述」に記された「日本に関する地誌情報」に依拠しながら「ルター派による日本での宣教の可能性」を模索しているが、⑤の「日本諸島についての簡潔な記述」が「イタリア語圏で出版されたカトリックの論者の記述」に基づくものであった、との仮定に立脚するならば、「所見文」の後半部分で描き出されているのは、「イタリア語圏のカトリックの論者の手で記された日本に関する地誌情報」が「ドイツのルター派の論者」によって受容され、「プロテスタントの視点」から再解釈を施されるに至るプロセスである、ということになるであろう。つまり、「所見文」の後半部分についての分析は、16世紀後半にヨーロッパにもたらされた「日本に関する一次情報」が、ヨーロッパの他の地域に波及し、異なる「言語」や「教派的・文化的コンテキスト」に移し替えられてゆく過程で、どのような変異を遂げていったのかを浮き彫りにするための、

一つのケース・スタディとなりうるのである。本稿の(Ⅲ)では、こうした視点から、「所見文」の後半部分のルター派聖職者の議論に分析を加え、その議論のなかで「日本に関する地誌情報」が独自の論理に基づいて「16世紀後半のドイツの教派対立や神学論争」と接合されてゆく有り様を明らかにしたい。

(Ⅱ) ドイツ語訳『天正遣欧使節記録』に収録された「日本地誌情報」の《原典》及び《情報源》についての考察——「日本諸島についての簡潔な記述」のドイツ語テキストと *Breve Raggvaglio dell' Isola Del Giappone (1585)* のイタリア語テキストの類似性

1585年刊の『王と諸侯 […] に関する知らせ』のページをめくってゆくと、23頁の中段で「日本からの使節に関するローマ教皇庁の公式のラテン語記録のドイツ語翻訳文」の記述が終わり、その下に「次に、日本諸島についての簡潔な記述が続く (Folgt ein kurtze Beschreibung der Japonischen Inseln)」との見出しが現れる。そしてこの見出しの下から26頁の末尾に至るまでの、約3頁半の箇所に、日本の面積、人口、国民性、宗教、政治情勢、気候、住民の健康状態、医療、家畜、食材、燃料、生活資材、穀物、印刷技術、学芸、衣服、髪型、食生活、通貨、建物、鉱物資源、文字・言語など、多様な分野に関する「日本地誌情報」が、ドイツ語で極めて簡略に叙述されている⁽⁷⁾。この箇所の最初のパラグラフでは、「日本の面積」と「イタリアの面積」の比較がなされており⁽⁸⁾、この「日本地誌情報」の元となった情報がイタリア語圏で執筆された可能性が高いことがそこから窺えるが、それ以外には、この

「日本地誌情報」がどのような情報源に由来しているのかを知るための手がかりは見出せない。

この「日本地誌情報」の情報源を探るための残された可能性は、この箇所の見出しの「次に、日本諸島についての簡潔な記述が続く」という一文である。この一文は、単純に「その後の文章の大意」を示したものと見なすこともできるが、他方で、この見出しのなかの「日本諸島についての簡潔な記述」という言葉が「他の印刷物の具体的な表題」を示唆している可能性もある。そこで、「天正遣欧使節を題材にした16世紀ヨーロッパの印刷物」に関するA・ボスカロの書誌学的調査を手がかりにして、1585年にイタリア、フランス、ドイツ、ポーランド、ベルギー、チェコの諸都市で出版された「天正遣欧使節」を主題とする49点の印刷物⁽⁹⁾のうち、「日本諸島についての簡潔な記述」という文言（あるいはそれに類似した文言）を表題に含む印刷物をリストアップすると、ボローニャで出版された『日本島についての簡潔なる記録』⁽¹⁰⁾、そしてさらに、ローマで2つの版が出版された後にフィレンツェとヴェネチアでも再版された『日本島についての簡潔なる報告。かの地〔日本〕の王国の使節たちのローマへの到着に際してなされたもの』⁽¹¹⁾〔以下『日本島についての簡潔なる報告』と略〕という2種類のイタリア語の印刷物の存在が確認できる。それに加えて、ローマ、ボローニャ、クラクフで出版された「日本からの使節に関するローマ教皇庁の公式のラテン語記録」(『1585年の3月23日にローマでなされた教皇グレゴリウス13世の御前への日本の王たちの使節の派遣』)の末尾にも、「地理学者アブラハム・オルテリウスの日本島についての簡潔なる記述 (Breuis descriptio Insulae Japonicae)」というタイトルのラテン語のテキストが収録されている⁽¹²⁾。

この3種類のテキストに目を通すと、『王と諸侯 […] に関する知らせ』の23-26頁に収録されているドイツ語の「日本地誌情報」の内容と、ローマ、フィレンツェ、ヴェネチアで出版された『日本島についての簡潔なる報告』のイタリア語テキストの内容が著しく類似していることが判明する。

そのことを例証するために、①『王と諸侯 […] に関する知らせ』に収録されているドイツ語の「日本諸島についての簡潔な記述」の第1・2パラグラフの日本語翻訳文、②同箇所のドイツ語原文⁽¹³⁾（但し、近世ドイツ語に見られる特殊なウムラウト表記は、現代ドイツ語のウムラウト表記に改めた）、③同箇所に照応する『日本島についての簡潔なる報告』の第1・2パラグラフのイタリア語原文⁽¹⁴⁾を以下に掲載する。

【① 『王と諸侯 […] に関する知らせ』に収録された「日本諸島についての簡潔な記述」の第1・2パラグラフの日本語翻訳文】

日本島は、その縦の長さは180000歩 (Schritt)、その横幅は60000歩に及び⁽¹⁵⁾、それゆえ、イタリア (Welschlandt⁽¹⁶⁾) の全土よりも広大であり、多くの島嶼部を有している。そしてそれ〔日本島〕は、数多くのさまざまな州や地域に分かれており、人口が豊かで、住民たちは賢く如才ない人々であり、そのうちの一部〔の住民〕はカトリックのキリスト教を受容し、他〔の住民〕は未だに異教的な迷信に囚われている。

彼ら〔日本の住民〕は、ほとんど絶え間なく、大規模で危険に満ちた戦争を行っており、それゆえに、〔日本の住民は〕その気質において好戦的であり、支配欲に満ちている。それに加えて、この島は、ありとあらゆる種類の戦争のきっかけ〔となりうる要素〕を有しており、多くの金と銀

を産する。

【② ①の箇所のドイツ語原文】

DJe Jnsel Japon hält an der läng achtzehnhunderttausend/ vnd in die breyt sechshunderttausent Schritt/ vnnd ist also grösser als gantz Welschlandt/ hat viel neben Jnseln/ vnd wirdt getheilt in viel vnderschiedliche Prouintzen oder Landschafftē/ die Volckreich seynd/ die Inwohner seynd verständige vnd Spitzfindige Leut/ deren eins theils die Catholische Christliche Religion angenommen/ eins theils noch mit dem Heidnischen Aberglauben behafftet seynd.

Sie führen fast stetig grosse vnd gefährliche Krieg/ daher daß sie von Natur streitbar vnd zuregiern begierig seynd/ Danebens auch die Jnsel allerley Gelegenheit zum Kriegen/ vnd viel Goldt vnd Silber hat.

【③ 『日本島についての簡潔なる報告』の第1・2パラグラフのイタリア語原文】

DICESSI che l'Isola del Giappone sia di lunghezza mille & ottocento miglia: affermando, che sia molto maggiore di tutta l'Italia. La sua larghezza sia di miglia seicento, & che sia in diuersi Regni & Prouincie diuisa, & di popoli frequentissima, & di acutissimo ingegno; de quali alcuni seguono la vera religione, & culto della fede Catholica, & altri attēdono alla superstitione de' loro falsi Dei, cōforme alla Gentilità.

Viuono essi populi (si per esser bellicosissimi, & inclinati al desiderio del regnare, come per esser quell'Isoia abbōdantissima d'argēto, & d'oro) in continue, & crudelissime guerre.

②のドイツ語原文と③のイタリア語原文を比較すると、②の第1・2パラグラフの内容と③の第1・2パラグラフの内容はほぼ同じであるが、②は③の逐語訳ではなく、②と③の《文章や単語の配列》は異なっている。たとえば、②のドイツ語文の第1パラグラフでは、「日本島は、その縦の長さは1800000歩、その横幅は600000歩に及び、それゆえ、イタリアの全土よりも広大であり (DJe Jnsel Japon hält an der läng achtzehnhunderttausend/ vnd in die breyt sechshunderttausent Schritt/ vnnd ist also grösser als gantz Welschlandt)」と記されているのに対して、③のイタリア語文の第1パラグラフでは、「日本島は1800マイルの縦の長さを有している [...] それ [日本島] は、イタリアの全土よりも、もっと広大である (l'Isola del Giappone sia di lunghezza mille & ottocento miglia ... sia molto maggiore di tutta l'Italia)」という文章のあとに、「その [日本島の] 横幅は600マイルに及ぶ (La sua larghezza sia di miglia seicento)」という文言が配置されている。さらに、②のドイツ語文の第1パラグラフの「多くの島嶼部を有している (hat viel neben Jnseln)」という記述や第2パラグラフの「ありとあらゆる種類の戦争のきっかけ [となりうる要素] を有しており (allerley Gelegenheit zum Kriegen ... hat)」という記述に照応するテキストは、③のイタリア語文には見出せない。また、『王と諸侯 [...] に関する知らせ』に収録された「日本地誌情報」と『日本島についての簡潔なる報告』のそれぞれのテキストの第3パラグラフ以降の各パラグラフで論じられているテーマを比較すると、「テーマの基本内容と配列」は同一であるものの、『王と諸侯 [...] に関する知らせ』に収録された「日本地誌情報」のドイツ語テキストでは、「気候、住民の健康状態、医療」(第3パ

ラグラフ),「家畜, 食材」(第4パラグラフ),「燃料」(第5パラグラフ),「生活資材」(第6パラグラフ),「穀物」(第7パラグラフ),「印刷技術, 学芸」(第8パラグラフ),「衣服」(第9パラグラフ),「髪型」(第10パラグラフ),「食生活」(第11パラグラフ),「通貨」(第12パラグラフ),「建物」(第13パラグラフ),「鉱物資源」(第14パラグラフ),「文字・言語」(第15・16パラグラフ)という構成⁽¹⁷⁾であるのに対して,『日本島についての簡潔なる報告』のイタリア語テキストでは,「気候, 住民の健康状態, 医療」(第3・4・5パラグラフ),「家畜, 食材」(第6・7パラグラフ),「燃料」(第8パラグラフ),「生活資材」(第9パラグラフ),「穀物」(第10・11パラグラフ),「印刷技術, 学芸」(第12パラグラフ),「衣服」(第13パラグラフ),「髪型」(第14パラグラフ),「食生活」(第15パラグラフ),「通貨」(第16パラグラフ),「建物」(第17パラグラフ),「鉱物資源」(第18パラグラフ),「文字・言語」(第19パラグラフ)という構成⁽¹⁸⁾になっており,②と③のパラグラフ構成は異なっている。従って,『王と諸侯 […] に関する知らせ』に収録された「日本地誌情報」のドイツ語テキストは,『王と諸侯 […] に関する知らせ』の編者が『日本島についての簡潔なる報告』のイタリア語テキスト(あるいはその印刷の元になった原稿)を参照しつつ,その内容に新たな補足説明を付け加えながらドイツ語に意識したテキストである可能性が極めて高い。

『王と諸侯 […] に関する知らせ』に収録されたドイツ語の「日本地誌情報」の《主たる情報源の一つ》が『日本島についての簡潔なる報告』のイタリア語テキストであることを示唆する,もう一つの有力な証拠は,『王と諸侯 […] に関する知らせ』のなかで「日本諸島についての簡潔な記

述」の次に収録されている「使節がトスカナ大公に贈った贈呈品についての記述」⁽¹⁹⁾が,『日本島についての簡潔なる報告』の巻末にも,「日本の王の使節たちがトスカナ大公閣下に捧げた贈呈品 (DONATIVI, CHE I LEGATI REgij del Giappone hanno fatto al Sereniß. Gran Duca di Toscana)」という見出しのイタリア語の付録テキスト⁽²⁰⁾として収録されていることである。従って,『王と諸侯 […] に関する知らせ』の中盤に収録されている,「日本諸島についての簡潔な記述」(S. 23-26)と「使節がトスカナ大公に贈った贈呈品についての記述」(S.27)という2つのテキストは,『王と諸侯 […] に関する知らせ』の編者が『日本島についての簡潔なる報告』のイタリア語の「本文」と「付録」を——恣意的な補足と改変を加えつつ——ドイツ語に意識したものである,との仮説が成り立つのである。

『王と諸侯 […] に関する知らせ』に収録された「日本地誌情報」のドイツ語テキストの内容と『日本島についての簡潔なる報告』のイタリア語テキストの内容の「異同」を正確に明らかにするためには,それぞれのテキストの全体についての綿密な比較考証が必要となるが,紙幅の制約ゆえに,それは今後の課題としたい。しかしながら,ここまでの検討を踏まえるならば,1585年刊の『王と諸侯 […] に関する知らせ』に収録された「日本地誌情報」が,同年にローマ,フィレンツェ,ヴェネチアで刊行された『日本島についての簡潔なる報告』のイタリア語テキスト(あるいはその元となった原稿)を《主たる情報源の一つ》にして,それをドイツ語に意識するかたちで作成された可能性が高いことは明らかであろう。

そして,1585年にイタリア語圏で刊行された『日本島についての簡潔なる報告』の「テキストの性格」を理解する上で重要な点は,このテキス

トの著者がいかなる「教派的立場」に基づいてこのテキストを著したのか、という問題である。実は、先に③で引用した『日本島についての簡潔なる報告』の第1パラグラフのイタリア語原文のなかに、「著者の教派的立場」を明示的に示す一文が記されている。それは、「日本の一部の住民の宗教」についての解説のなかで著者が用いている「*真実の宗教及びカトリック信仰の礼拝 (la vera religione, & culto della fede Catholica)*」という表現である。「カトリック信仰」と「真実の宗教」を同一視する、この表現は、著者が「カトリック的立場」に基づいてこのテキストを著したことを示す端的な証拠であり、『日本島についての簡潔なる報告』そのものが紛れもなく「カトリック的性格を帯びた印刷物」であったことがそこから窺える。従って、『王と諸侯 […] に関する知らせ』に収録された「日本地誌情報」の《主たる情報源の一つ》がこの『日本島についての簡潔なる報告』であった、との仮説に立脚するならば、「ルター派聖職者の所見文」の後半部分で展開されている「日本地誌情報」についての議論を跡づけることは、「イタリア語圏のカトリックの論者によって記された日本についての地誌情報」が「ドイツ語圏のルター派聖職者」の視点からどのように受容され、どのような再解釈を施されたかを浮き彫りにするための、恰好のケース・スタディとなりうるであろう。

(Ⅲ) 「ルター派聖職者の所見文」の後半部分にみられる「日本」像——「ドイツ語圏の教派对立と神学論争」の視点に基づく「日本地誌情報」の再解釈と「《日本の地理的条件》と《カトリック及びルター派の宣教活動》の親和性」をめぐる議論

「正編」の(Ⅱ)で論じたように、1585年刊の『王と諸侯 […] に関する知らせ』に収録された「ルター派聖職者の所見文」——「日本の使節団と[使節派遣に関する]知らせについての一人の年老いた学識あるマンスフェルトの説教師の所見と書簡」⁽²¹⁾という見出しが付されている——は、匿名の著者が「代父殿」と呼ぶ男性に宛てて書き送った書簡であり、文書の記述から、「代父殿」が著者に『枢機卿会議の記録』(『王と諸侯 […] に関する知らせ』に収録されたテキストのうちの②~④のテキスト)と「日本諸島についての簡潔な記述」(⑤のテキスト)を送付し、その内容についての「意見」を著者に求めたこと、そして著者がこの「代父殿」の求めに応じるかたちで「上記の諸テキストについての論評と解釈」をこの書簡に認めて「代父殿」に書き送ったことが読み取れる⁽²²⁾。「正編」で明らかにしたように、「所見文」に収録された書簡は、元来は「非公開の秘密の私信」として認められたテキストであり、「所見文」の前半部分で著者は、「公にすることを^{はばか}憚られる内緒の打ち明け話」として、「日本からの使節派遣の信憑性」と「日本からの使節派遣の成功がドイツのルター派に及ぼすダメージ」についての彼の見解を腹藏なく披瀝し、「ルター派による非ヨーロッパ地域での宣教活動の必要性」と、そうした任を^{まっとう}全うすることのできないルター派の現状に対する「批判と苛立ちの言葉」を口にし

ている⁽²³⁾。そしてそれに続く「所見文」の後半部分で、著者は、「パリサイ主義的なイエズス会士たち (den Phariseischen Jesuitern) を利することなく […]、今、彼ら [イエズス会士たち] が […] 自慢の種にしている […] [カトリックに改宗した非ヨーロッパ地域の] 王や諸侯たち […]、あるいは […] その子孫たち […] が、いずれ将来 […]、《純粋なる言葉 (das lautter Wort)》[神の言葉とルター派の信仰] を受け入れるよう、導く […]」⁽²⁴⁾ ために、「熱意ある敬虔で分別ある者たち (eyferige pios & cordatos viros)」⁽²⁵⁾ に「この極めて有益な旅と任務 (Reißvnd Arbeit)」⁽²⁶⁾ を委ねるべきである、と述べ、「ルター派による非ヨーロッパ地域での宣教の可能性」に言及し始める。この「所見文」の後半部分で著者が「ルター派による非ヨーロッパ地域での宣教の可能性」を探るための《議論の叩き台》として用いているのが、他にもない、「代父殿」が著者に送付した「日本諸島についての簡潔な記述」のテキストであり、この箇所では著者は、「日本諸島についての簡潔な記述」に記された「日本地誌情報」を引き合いに出しながら、「日本の地理的・文化的環境」と「ルター派による宣教活動」との《適合性》について、独自の視点から議論を展開してゆく。

「所見文」の後半部分⁽²⁷⁾で著者は、「日本でのルター派の宣教活動」にとって「障害 (Difficulteten)」⁽²⁸⁾ となりうる4つの要因(「①ぶどう酒の原料となるぶどうの樹が日本で育たないこと」「②日本で家畜、羊、山羊が飼育されておらず、ミルク、バター、チーズ、食用肉が手に入らないこと」「③通貨と硬貨が日本で用いられていないこと」「④どのような権能と命令に基づいて日本に宣教師を派遣するかが不明瞭であること」と「利点 (Vorteil)」⁽²⁹⁾ となりうる2つの要因

(「⑤日本に印刷術が存在しており、また多くの廷臣、軍人、商人が日本に居住していること」「⑥オイルと蠟と鐘が日本に存在しないこと」)を指摘し、そのそれぞれの要因について、「カトリック及びカルヴァン派とルター派との間の神学的立場の相違」を踏まえつつ自らの見解を述べているが、この6つの要因のうち、④を除く5つの要因(①②③⑤⑥)の説明に際して著者が《議論の拠り所》にしているのが、「日本諸島についての簡潔な記述」に記された「日本地誌情報」なのである。そして本稿の(Ⅱ)で示したように、この「日本地誌情報」は、イタリア語圏のカトリックの論者によって著され、1585年の「天正遣欧使節のローマへの到来」の直後にローマ、フィレンツェ、ヴェネチアで刊行された『日本島についての簡潔なる報告』のイタリア語テキスト(あるいはその元となった原稿)を《主たる情報源の一つ》にして、それをドイツ語に意識したものである可能性が高い。

従って、「所見文」の後半部分の議論のなかで著者が「日本諸島についての簡潔な記述」の「日本地誌情報」にどのような解釈を加えているかを跡づけることは、「天正遣欧使節の来欧」の時期に「イタリア語圏のカトリックの論者の手で記された日本についての地誌情報」が「ルター派の視点」から「ドイツ語圏の教派対立の文脈」のなかにもどどのように移し替えられていったかを窺い知るための研究題材となりうるのである。本稿では、こうした観点から、上記の6つの要因のうちの一——④を除く——①②③⑤⑥の説明に際して著者が「日本諸島についての簡潔な記述」のなかのいかなる記述にどのような解釈を加えているかを概観してゆきたい。

以下では、上記の①②③⑤⑥の論点に関する「所見文の著者の記述」とその記述の拠り所とな

っている「日本地誌情報のテキスト」を比較しながら、それぞれの論点に関して「所見文の著者」が「日本地誌情報」にどのような解釈を加えているかを、順番に検討してゆく。

「所見文」の後半部分の冒頭で「ルター派による非ヨーロッパ地域での宣教の可能性」に言及したあと、それに続くパラグラフで、著者は、「この仕事を推進する際に生じることになる幾つかの不足と障害 (Mängel vnd Difficulteten) について、[...] 貴殿に注意を促しておかなければならない。何となれば、貴殿が私に送付してくれた [...] 上述の報告文 (obberürte Zeitungen) [の内容] が私にそのきっかけを与えてくれるからだ」⁽³⁰⁾と述べ、「代父殿」が著者に送付した「日本地誌情報」に目を通した際に著者が抱いた《幾つかの懸念》を指摘し始める。それに続く箇所では、著者は上記の①の論点に言及し、次のように述べる。

まず第一に、その「日本地誌情報の」内容から見て取れることは、他の新たに発見された諸島・諸地域と同様に、これらの「日本の」諸島・諸地域においても、ぶどう酒 (Wein) [の材料となるぶどうの樹] が育たず、またそこにそれ「ぶどう酒」を持ちこむことも困難であることだ。それゆえ、教皇主義者「カトリック信徒」たち (Papisten) がわれわれを嘲ることがないよう、我々の聖餐式 (vnserm Nachtmal) をどのように取り扱うべきか、真剣に考慮しなければならない。⁽³¹⁾

この箇所の著者の発言の拠り所となっているのは、「日本諸島についての簡潔な記述」の第4パラグラフの以下の記載である。

[日本には、] 羊 (Schaf), 山羊 (Geiß), それに類した家畜 (Hamelviehe) は存在せず、それゆえ、チーズ (KäB) やミルク食材 (Milchwerck) も、また、ぶどう酒 (Wein) やオイル (Oel) も存在しない。なぜならば、自然が、[ヨーロッパから] これほど遠く離れた場所にそれらの植物を産出することはないからである。それゆえ、大多数 [の住民] は、生水か、温かい水や生温い水 (warmen oder lawlichten Wasser) で、喉の渴きをいやす [...]。だが、一部 [の住民] は、ドイツ (Teutsch) やネーデルラント (Niderland) で用いられているビール (Bier) と変わらない、大麦から作られた穀物酒あるいは飲料 (Wein oder Tranck auß Gersten) を製造する。⁽³²⁾

「所見文」の著者は、「日本地誌情報」のこの記述に着目し、「ぶどう酒を入手すること」が困難な日本の地理的条件ゆえに、「パンとぶどう酒」という二つの形態を用いたルター派の「二種陪餐による聖餐式」を日本で挙行することが難しく、そのことが「カトリック側からのルター派への批判」や「ルター派のカトリックに対する譲歩」のきっかけとなりかねない点に警鐘を鳴らしている。即ち、著者は、「[日本で] ぶどう酒を手に入れることができなければ、[...] 聖餐式を完全に取りやめるか、[ぶどう酒を用いない] 不完全な sacrament (das halbe Sacrament) を採用せざるを得ない」⁽³³⁾と記した後に、「[...] ルターとフィリップ [・メランヒトン] は、一種陪餐 (die Communion sub vna) と二種陪餐 (vtraque) のどちらを採用するか [という問題] を [教会がかならず遵守すべき] 命令 [...] とは見なさなかった」⁽³⁴⁾と述べつつも、「ぶどう酒を用いずに聖

餐式を執り行うこと」は「あまりに教皇主義〔カトリック〕の臭においを感じさせ (nach dem Bapstumb stincken), 一種陪餐主義 (Eingestalterey) を増長させる結果をもたらす」⁽³⁵⁾とも述べ、日本においても何らかのかたちで「二種陪餐」を維持すべきである、との見解を「代父殿」に伝えている。

「所見文」のこの箇所の記述の背景をなしているのは、宗教改革期に《カトリックとルター派の神学的対立点》として浮上した、「ミサ・聖餐式の場合のぶどう酒の取り扱い」をめぐる問題である。中世後期の西方キリスト教世界（カトリック世界）では、ミサ聖餐の聖体拝領の際に一般信徒に対して「祝別しゅべつされたパンとぶどう酒ぶどうしゅ」の双方を用いることなく、「祝別しゅべつされたパンぱん」のみを用いる慣習（一種陪餐）が一般化した⁽³⁶⁾。これに対して、ドイツの宗教改革者マルティン・ルターは、宗教改革三大論文の一つに数えられるラテン語論文（『教会のバビロン捕囚について。マルティン・ルターの序曲』〔ヴィッテンベルク、1520年〕）のなかで、新約聖書の福音書に記された「最後の晩餐の場」でのイエスの言葉（「皆、この杯さかずきから飲みなさい。これは、罪が赦されるように、多くの人のために流されるわたしの血、契約の血である。言うておくが、わたしの父の国であるあなたがたと共に新たに飲むその日まで、今後ぶどうの実から作ったものを飲むことは決してあるまい。」⁽³⁷⁾）に依拠しながら、「〔…〕〔この言葉を通じて、〕彼〔キリスト〕は、〔ぶどう酒の〕杯さかずき (calicem) を与えつつ、いったい誰に対して語りかけているのだろうか？ 彼〔キリスト〕はそれ〔杯〕をすべての人々 (omnibus) に与えているのではないのか？」⁽³⁸⁾と述べ、「すべての人々に救済が与えられること」の裏付けとして、聖餐式の場合で一般信徒に対してもぶどう酒の杯さかずきを用いる

べきである、と主張した⁽³⁹⁾。そして、1530年に公表されたルター派の『アウクスブルク信仰告白』の第22条には、「主の晩餐において、〔パンとぶどう酒という〕サクラメントの2つの形態 (beide Gestalt des Sakraments [ドイツ語文], utraque species sacramenti [ラテン語文]) が一般信徒に提供される」⁽⁴⁰⁾との文言が盛り込まれ、「パンとぶどう酒を用いた二種陪餐」による聖餐式のスタイルは、《ルター派の聖餐式》を《カトリックの儀礼》から分かつ、最も明示的な指標の一つとなった。

このような宗教改革以降のドイツにおける「カトリックとルター派の教派対立」の文脈に照らしてみたときに、「ぶどう酒を入手することの困難な日本の地理的条件」は、「所見文」の著者の目には、「《ぶどう酒を用いないカトリックのミサ聖餐》に適合的な地理的条件」と映じたことだろう。それゆえに著者は、日本に渡航するルター派の宣教師が「ぶどう酒を用いないカトリックの一種陪餐主義」に取り込まれてしまうことを避けなければならない、と唱え、「我々が〔…〕教皇主義〔カトリック〕と同じ立場〔一種陪餐の立場〕に立ってしまうことのないように、〔…〕その土地で安全に手に入れることのできるビールやその他の飲料 (ein Bier oder ein andern Tranck) を〔ぶどう酒の代わりに〕〔…〕用いることを提案したい」⁽⁴¹⁾と訴えている。先に引用した「日本諸島についての簡潔な記述」の第4パラグラフには、「日本の住民がビールに似た飲料を製造している」という内容の記述が含まれていたが、所見文の著者は、その飲料をぶどう酒の代わりに用いることによって「ルター派の二種陪餐のスタイル」を日本でも堅持すべきである、と主張したのである。

しかし他方で、著者は、1550年代以降にドイ

ツで顕在化した「ルター派とカルヴァン派との間の聖餐論をめぐる論争」(「第二次聖餐論争」)⁽⁴²⁾にも意を払い、「聖餐式でぶどう酒の代わりに他の飲料を用いる」という手法が、「聖餐式で用いられるパンとぶどう酒のなかに《キリストの身体》が現在すること」を軽視する《カルヴァン派の主張》を後押しする結果を招来することのないよう、「代父殿」に警戒を促している。即ち、著者は、「我々が教皇主義者〔カトリック信徒〕たち〔の批判〕を^{かわ}躲そうとするあまりに、カルヴァン主義者たち(Caluinisten)の手中・罾に陥り、 sacrament〔の本来の意義〕を見失ってしまうことのないよう、貴殿にこの問題についてさらに熟考を重ね、最良〔の案〕を進言してもらいたい」⁽⁴³⁾という言葉で、①の論点についての彼の考察を締めくくっているのである。

このように、①の論点についての考察では、「同時代のドイツにおける教派間の神学的な対立点」に照らして「日本の地理的条件」が「カトリックとルター派のそれぞれの宣教活動」にとって適格的であるか否か、という独自の《判定基準と視座》に基づいて、「日本地誌情報」に論評・解釈が加えられているが、この《判定基準と視座》は、これ以降の②③⑤⑥の論点に関する著者の論述においても、議論の基調を形作る《通奏低音》となってゆく。とりわけ、②と③の論点に関する記述では、同様の《視座》に立脚するかたちで、①のケースと同様に、「《日本の地理的条件》が《カトリックの宣教活動》と親和的であること」が浮き彫りにされてゆく。

次に、「所見文」の著者が「日本の地理的条件」のどのような点に「カトリックの宣教活動との親和性」を見出しているのか、という問題に焦点を絞って、②と③の論点に関する著者の議論を簡単に概観してみよう。

②の論点に関する記述の冒頭で、著者は、先に引用した「日本諸島についての簡潔な記述」の第4パラグラフの記述を引き合いに出しながら、次のように述べている。

[前記の] 報告文の報道によれば、上述の[日本] 諸島には、家畜(Vieh)や羊(Schaf)や山羊(Ziegen)が存在しておらず、それゆえに、ミルク(Milch)やバター(Butter)やチーズ(Käß)がなく、また、食用肉(fleisch)は、全く存在していないか、あまり多くは存在していない(ように窺える)。このことに[...] 私は少なからず動揺した。なぜならば、この不都合ゆえに、[ルター派の] 多くの人々や教会関係者たちは、このような旅に出ることに甚だしく怯んでしまうであろうからだ。というのも、彼らの多くは[...] 妻帯しており、[...] 多くの子供に恵まれている。そして彼らは皆、若者も年長者も、子供も両親も、断食(fastens)や魚を食べること(fischessens)や水を飲むこと(wassertrinckens)(そしてとりわけ報告文のなかで[日本の慣習として] 報道されている、温かい水(deß warmen Wassers)を飲むこと)には慣れていない。それゆえ、彼らは食用肉と乳製品(Fleisch vnd lacticien)なしで過ごすことはできず、肉を食することなしには健康を維持することもできないのである[...]。⁽⁴⁴⁾

このように、「所見文」の著者は、「肉を食することの困難な日本の地理的条件」が「ルター派の宣教活動」を阻む深刻な要因であることを指摘しているが、①の論点に関する議論の場合と同様、「ルター派の宣教活動を阻む日本の地理的条件」

は、「ルター派の視点」から、「カトリックの慣習と親和的なもの」として描き出されてゆく。上記の引用に続く箇所では、著者は次のように続ける。

[...] 残念ながら、多くの [ルター派の] 人々は、彼らが既に [長年に亘って] 教皇主義的な断食 (dem Papistischen fasten) [カトリックの断食の習慣] から [...] 身を遠ざけている場合には、魚を食べたり (Vischesen), 水やビールを飲む (Wasser oder Biertrincken) だけでは、死んでしまう [であろう] [...] から、[もしも日本の食習慣に従えば、] 福音主義的な人々 [ルター派の人々] の減少と根絶が生じ、我々の『アウクスブルク信仰告白』のための学校 (die seminaria für vnser Augspurgische Confession) [ルター派の学校] を [日本に] 建設することもおそらくできないだろう。とりわけ、[日本の食習慣を受け入れた場合には、] あたかもそのような肉の断食と節制 (abstinenz vnnd Enthaltung vom Fleisch) を通じて教皇主義 (Bapstumb) [カトリック] を再び導入し、キリスト教的な自由 (Christlich Freyheit) を抑圧しているかのような印象を [他の人々に] 与えかねない。そのような事態は、何としても避けなければならない。⁽⁴⁵⁾

この箇所では著者は、「日本諸島についての簡潔な記述」の第4パラグラフの記述を念頭に置きながら、「肉を食することなく、温かい水で喉の渴きを癒す」という日本の食習慣が「カトリックの断食の習慣」と類似していること、そしてそれゆえに、「カトリックの断食の決まり」を放棄したルター派の人々にとってそうした食習慣を受け入れることは困難であり、またもしも、そうした食

習慣を受け入れた場合には、あたかも「カトリックへの復帰」を企て、「キリスト教的自由」を否定しようとしているかのような印象を他の人々に与えかねないことに警鐘を鳴らしている。

著者は明示的には言及していないが、「日本諸島についての簡潔な記述」の第11パラグラフに記された「日本人の食生活の質素さ」に関する以下の記述もまた、「《日本の食習慣》と《カトリックの断食の習慣》との類似性」についての著者の洞察を後押しする要因になったと推定できる。

食事 (Speiß) に際しての彼ら [日本人] の禁欲と節制は、彼らが決して一皿ないし一料理よりも多く食することがなく、しかも極めて粗末なもの (gantz schlecht) しか食しないことに示されている。⁽⁴⁶⁾

「所見文」の上述の箇所での著者の発言の背景を理解するためには、ドイツやスイスの宗教改革のなかで「カトリック教会による断食の決まり」が「キリスト教的自由」との関わりにおいて極めて重要な争点を形作るに至ったことを想起する必要がある。中世後期の西方キリスト教世界(カトリック世界)では、「断食」は「肉食を控えること」とほぼ同義で捉えられるようになり、13世紀に著されたトマス・アクィナスのラテン語による代表的著作である『神学大全』の第2部・第2巻・第147問題(「断食について (DE JEJUNIO)」)のなかの「控えるべき食物について」の項にも、「教会は断食を行なう人々に対して、魚を食べること (esum piscium) よりも肉を食べること (esum carniū) の方を禁じた」⁽⁴⁷⁾という記述が見出せる。このような「断食期間中の食物についての規定」は「祝日や特免に関する規定」とともに、中世末期のカトリック教会の儀礼

体系のなかに組み込まれていった⁽⁴⁸⁾。これに対して、スイスの宗教改革者フルトリヒ・ツヴィングリは、1522年に公刊したドイツ語パンフレット(『食物の選択と自由について』[チューリヒ、1522年])において、新約聖書の記述(特にパウロの書簡)のなかに「食物の選択」についての命令が見出せないことを根拠に、「食物の選択に関して教会が命令を下すこと」は「キリスト的な自由(fryheit Christi)から[…]暴力によって[人々を]追い立てること(mit gwalt ... tringen)」⁽⁴⁹⁾であると唱え、プロテスタント諸派における「断食の決まりの廃止」に道を開いた。そして、ルター派の『アウクスブルク信仰告白』の第26条(「食物の区別について」)では、「教会による食物の区別」や「断食(Fasten [ドイツ語文], ieiunia [ラテン語文])」は「人間によって設定された伝承」であり、それゆえ「救済を得る手段」とはなり得ない、との立場が示され⁽⁵⁰⁾、また、同『信仰告白』の第28条(「司教権について」)のなかでも、「キリスト教的な自由(christlichen Freiheit [ドイツ語文], libertas christiana [ラテン語文])」との関連において、「絞め殺した動物の肉と、血とを避けるように」⁽⁵¹⁾という新約聖書の『使徒言行録』の記述の「教会命令としての有効性」は否認されている⁽⁵²⁾。

「所見文」の著者は、このような「断食」と「キリスト教的自由」をめぐる《カトリックとプロテスタント諸派の一連の対立》を念頭に置きながら、「日本地誌情報」に記された「日本の食習慣」が「カトリックの断食の習慣」と酷似していることに動揺し、「肉を食することの困難な日本の地理的条件」に適應することが「断食」に慣れていないルター派聖職者にとって困難であるばかりでなく、またそのことが「カトリックへの復帰」の印象を周囲に与えかねない、という不安の

念を「代父殿」に伝えたのである。つまり、①の論点の場合と同様に、この②の論点についても、「所見文」の著者の目は、「《日本の地理的条件》と《カトリックの宣教活動》との間の親和性」に向けられている。

「《日本の地理的条件》と《カトリックの宣教活動》との間の親和性」に対する「所見文」の著者の独自の眼差しは、③の論点に関する記述からも窺える。その冒頭で、著者はまず、次のように述べる。

日本人たち(den Japonensern)のもとで[宣教活動を行う上で]の第三の障害ないし厄介事は、彼らが通貨(Gelt)や貨幣(Müntz)を有していないことだ。このことは、間違いなく、言葉の奉仕者たち[神の言葉に仕えるルター派の宣教師たち]にとって、少なからず恐ろしい報告である[…]⁽⁵³⁾。

この箇所の著者の発言の拠り所となっているのは、「日本諸島についての簡潔な記述」の第12パラグラフの以下の記載である。

この民族は通貨(Gelt)を有しておらず、その代わりに、かつてのローマ人たちと同様の慣習を有している。即ち、彼らは、《物品》とおよそ同じ価値を持つ《鑄造されていない金や銀の塊(ein vngemüntzt Stück Gold oder Silber)》を人に与え、それ[金や銀の塊]と引き換えに《物品》を入手し、購入するのである。⁽⁵⁴⁾

「日本の貨幣経済の仕組み」に関する、この極めて簡略で曖昧な文言に基づいて、「所見文」の

著者は、「日本に通貨・貨幣が存在しない」という素朴なイメージを描き出し、さらにそのイメージに接ぎ木するかたちで、日本での「ルター派の宣教活動の困難さ」と「カトリックの宣教活動の容易さ」について、次のように論評する。

[...] このような障害に対して一体どのように対処すべきか、正直なところ、私個人としては、判断を下しかねる。なぜならば、[カトリックの] 修道士たち (Münch) とは異なって、我々 [ルター派聖職者] は、物乞いを行うこと (betteln) ができないからだ。[...] それゆえ、かの国の内部では、彼ら [ルター派の宣教師たち] が [...] 生計を立てるための収入 [の確保の手段] も存在しないであろう。⁽⁵⁵⁾

ここで著者は、「托鉢と喜捨に基づく宣教」というカトリックのいくつかの修道会に見られる「宣教の手法」と対比させながら、ルター派がそうした「托鉢・喜捨に依拠した宣教の手法」を有していないことを指摘し、そのことが「通貨の存在しない日本」でのルター派の宣教師たちの生計の確保にとって深刻な妨げとなりうることを懸念しているのである。このように、「通貨の存在しない国」という「日本」像に依拠しつつ、「所見文」の著者は、「通貨が存在しない地域での宣教活動」に際して「托鉢と物乞いを行うことのできるカトリック宣教師たち」が有利な位置を占めていることを強調する。つまり、①②の論点と同様、この③の論点に関しても、著者の眼差しは「《日本の地理的条件》と《カトリックの宣教活動》との間の親和性の指摘」へと収斂してゆくのである。

それでは次に、「所見文」の著者が「日本でル

ター派の宣教活動を行う場合の利点」と見なしている⑤⑥の論点に関する著者の記述に目を向けてみよう。

「④日本に宣教師を派遣する際の権限」に関する考察に続いて、著者は、次のように⑤の論点に言及し始める。

だが、この諸地域での我々の目的の推進にとっての少なからざる利点 (Vorteil) が見出せることが [...] 我々にとっての慰めとなりうる。[...] なぜなら、[上述の] 小論考の末尾 (zu Endt deß Tractätls) では、その地に長年に亘って印刷術 (Truckerey) が存在してきたこと、さらにまた、その地に多くの優れた政治的廷臣 (Politischer Hoff) と軍人 (Kriegsleut), さらに商人 (Handthirer) が存在していることが報じられているからだ。⁽⁵⁶⁾

ここで著者は、著者が目を通した「日本地誌情報」のなかに「日本における印刷術、政治的廷臣、軍人、商人」についての記載が見出せることを「日本でルター派の宣教活動を展開する上での利点」と捉えているが、実際には、『王と諸侯 [...] に関する知らせ』に収録された「日本諸島についての簡潔な記述」のなかには「政治的廷臣、軍人、商人」に関する記載は見出せない。そして、同記述の「末尾」ではなく「第8パラグラフ」のなかに、「印刷術」についての以下のような記載が見出される。

彼ら [日本人たち] は (驚くべきことに) 印刷の技術 (die Kunst der Buchtruckerey) を有しており、彼らの言うところによれば、我々 [ヨーロッパ人] よりも遙か以前から

[印刷の技術を有している], とのことである。それゆえに, その [印刷の技術の] 始まりについては何もわからず, そこから見て取れることは, 人間の理性の力 (die Krafft deß Menschlichen Verstandts) が, 相互に遠く隔たった諸地域においても, 単純な手工業 (schlechter Handarbeit) の発明のみならず, またあらゆる種類の自由かつ才知ある諸学芸 (freyer sinnreicher Künste) の発明を通じて, しばしば同じような作用をもたらすことである。なぜならば, 上述の日本島 (Jnsel Japon) でも, 我々 [ヨーロッパ人] のもとにおけるのと同じだけの [種類の] さまざまな諸学芸と諸教義 (Kunst vnd Lehren) が活況を呈しているからだ。但し, 医・薬学 (Artzney) だけは例外である [例外的に日本に存在しない]。(57)

著者が参照したはずの「日本地誌情報」のなかに「政治的廷臣, 軍人, 商人」についての記述が存在せず, また「印刷術」に関する記述が, 《参照箇所》として指摘されている同テキストの「末尾」ではなく「第8パラグラフ」に見出される, という, この書誌学的な不一致は, ⑤の論点に関する著者の記述を読み解く際に留意しなければならない, 「第1の不可解な点」である。

上述の発言に続いて, 著者は, 「印刷術が日本でのルター派の宣教活動にもたらしうる利点」について, 次のように論じている。

[...] 印刷術 (Truckereyen) が, 今は亡き博士殿 [ルター] [...] の言葉をドイツ (Teutschland) で伝播・普及させるために, [...] とりわけ教皇主義者 [カトリック信徒] たちに対抗するために, かつてどれほど大き

な役割を演じたか, そしてそれ [印刷術] が, [現在でも] 日々, 我々にとってどれほど大きな役割を演じているか, 貴殿も御存知であろう。というのも, ある人が [印刷所で] 一篇の小論考 (ein tractätlein) をちょきちょきと拵^{こしら}えて, それを全世界に追いつことができさえすれば, それによって, 教皇が十年がかりで苦心と労力をかさねて積み上げ, 繕ってきたことが, [...] フランクフルト市 (Franckfurter Meß) [フランクフルト書籍市] で [あつという間に] 台無しになってしまうのだから。(58)

「ドイツの宗教改革」を成功に導いた最も大きな要因の一つが「活版印刷術を用いた龐大な印刷物の出版・流布」にあった, との見取り図は, 19世紀以降の歴史学研究のなかで繰り返し論じられてきたテーマであるが⁽⁵⁹⁾, この箇所では, 同様の見取り図に基づいて, 「ドイツでのルター派の勢力拡大にとっての印刷術の有用性」を指摘し, 「印刷術が存在する日本」でドイツにおけるのと同様の「印刷術を用いたルター派の宣教活動」が可能であることを「代父殿」に示唆している。つまり, ①~③の論点に関する議論と同様, この箇所でも, 「所見文」の著者は, 「ドイツにおける教派対立の座標軸」に照らして「日本の地理的条件」が「カトリックとルター派の宣教活動」のどちらにとって適合的であるか, という《判定基準》に基づきながら, 「日本地誌情報」に解釈・論評を加え, 「日本に印刷術が存在すること」をルター派にとっての「利点」と判定したのである。

それに続いて著者は, 「日本の廷臣, 軍人, 商人たちがルター派の宣教活動にもたらしうる利点」について, 次のような《問題を孕む発言》を

行っている。

廷臣たちと軍人たち (die Hoff vnd Kriegs-leut) が信仰に熱心であることは稀であり、彼らは、大抵の場合、時流に従って行動する《冷淡な時勢順応主義者たち (küle Temporisanten)》であって、《天国 (Himmel)》よりも《現世 (Erddt)》を重視するから、その者たち [廷臣たちと軍人たち] は容易に言葉 (Wort) [神の言葉, ルター派信仰] へと導きうる。[さらにまた,] [...] 商人たち (Kauffleut) は、皆、確実に我々 [ルター派] のものだ。なぜならば、純粋なる [神の] 言葉への信仰のみによって [人は] 救済に与ることができ、救済に与るためには [善き] 行いは必要でもなければ有益でもない [...]、と彼ら [商人たち] に説いて聞かせさえすれば、富を求める庶民たちがたやすくそうなるように、それらの頼もしい人々 [商人たち] の間で、《教皇主義 (Papisterey) [カトリックへの信仰]》はたちどころに地に墜ちて、それによって我々は今 [カトリックに対する] 勝利を手中に収めたことになる。それにまた [...], 商人や小売商 (Kauffman oder Händler) は、《イエズス会士たちの [物語る] 不確かな天国》や《捏造された煉獄》のために彼らの《利益と利得 (Gewinn vnd Wucher)》を手放すほど愚かではないので、そのような人々 [商人や小売商] は [...] とりわけ味方に付けなければならない。[...] 彼ら [商人や小売商] が、[既に] ずっと以前からフランスとネーデルラント (Franckreich vnd Niderlandt) で《我々の福音 [ルター派信仰] の普及》に大いに貢献してきたこと、またスペインとイタリア (His-

pania vnd Jtalia) でもそれに貢献しうることを、貴殿は察しておられるはずだ。要するに、かの国 [日本] の廷臣たちと商人たちのなかの《時勢順応主義者たち》を味方に付けることができれば、我々の福音の光 [ルター派の信仰] は、それほど長い間、その外部 [日本の外部] に止まることはなく、[...] この土地 [日本] において《良きこと》を成し遂げうることが期待できるのだ。⁽⁶⁰⁾

この箇所著者は、「ルター派の信仰義認論や功績主義の否定の思想」が「カトリック信仰」よりも「日本の廷臣・軍人・商人たち」にとって馴染みやすく、それゆえ、それらの人々が「日本におけるルター派の宣教活動の支持基盤」となりうる、との希望的観測を語っているが、この記述を「ルター派聖職者の著したテキスト」と位置づける上で、大きな《問題》を孕んでいるのは、それらの人々が「ルター派の思想」を支持する「動機」である。即ち、この引用箇所著者は、「廷臣・軍人・商人」の多くが、《天国》よりも《現世》を重視し、《信仰》よりも《利益と利得》を重視する「時勢順応主義者」であるがゆえに、それらの人々が「日本でのルター派の思想の支持基盤」となりうる、と主張しているのである。従って、この発言が本当に「ルター派聖職者」によってなされたものであると仮定するならば、この箇所著者は、「神への信仰」を説くルター派の思想的立場が、実際には「神への信仰」よりもむしろ「現世的利益」に親和的なものであることを、自ら告白したことになる。この神学的な矛盾点は、⑤の論点に関する著者の記述を読み解く際に留意すべき、「第2の不可解な点」と見なしうるであろう。

上記の引用箇所に続いて、著者はごく簡略に⑥

の論点に言及し、「日本地誌情報」のなかに見出せる、「ルター派の日本での宣教活動」のための「もう一つの利点」について、次のように指摘している。

さらに、この国に、オイル (Oel) と蠟 (Wachs)、(そしておそらくは) 鐘 (Glocken) が存在していないこともまた、我々の側 [ルター派] にとって不都合ならざることと見なさう。⁽⁶¹⁾

この箇所著者の発言の拠り所となっているのは、「日本諸島についての簡潔な記述」のなかの前述の第4パラグラフの記載と以下の第6パラグラフの記載である。

彼ら [日本人たち] は、蠟 (Wachs) と蜂蜜 (Hönig) と蜜蜂 (Bienen) を有していないが、彼らは幾つかの種類の樹木 (Bäum) を有しており、彼らが一定の時期にそれ [樹木] に切れ目を入れると、そこから脂質 (Feiste) や樹脂 (Hartz) が流れ出し、それらは、蠟ほどには濃密ではないものの、その代わりに用いられる。⁽⁶²⁾

上述の引用文のなかで「所見文」の著者自身が述べているように、「日本諸島についての簡潔な記述」のなかには「鐘」についての記載は見出せないが、著者は上記の「日本地誌情報」に「日本に鐘が存在しない」という自身の憶測を付け加えた上で、そこから導き出される「ルター派にとっての利点」を次のように物語る。

[...] 教皇主義者たちがそれらの物品、とりわけオイル (Oel) や常明灯 (Ampeln)

や蠟燭 (Kertzen) や塗脂 (Schmir) や聖油 (Chrisam) や鐘 (Glocken) を用いて、いかなる偶像崇拜 (Abgötterey) を執り行ってきたか、さらに、彼らがどのようにして貧しい無学な人々を (愚か者たちが見たり聴いたりすることを好む) 灯火 (Liechtern) や [...] 鈴細工 (Klingelwerck) を用いて自分たちの側に引きずり込んできたか、貴殿の目には明らかであろう。⁽⁶³⁾

ここで著者は、カトリックが「無学な庶民」を惹き付けるために用いている「視聴覚媒体の素材 (オイルや蠟や鐘など)」が日本に存在しない、という独自の「日本」像に基づいて、「《日本の地理的条件》が《ルター派の宣教活動》にとって好都合であること」を力説している。だが、「日本地誌情報」に記載されていない「鐘」についての情報を著者が憶測で付け加えている点に鑑みても、この箇所著者が、「ルター派の視点からの希望的観測」に基づいて、「日本地誌情報に記された《日本》像」を少なからず歪曲して捉えていることは否定できない。しかしながら、まさにこの箇所著者が「日本地誌情報」に付け加えた《歪曲》こそが、「イタリア語圏で記された日本についての地誌情報」が「ルター派の視点」から「ドイツ語圏の教派対立の文脈」のなかに移し替えられてゆくプロセスを如実に反映しているのである。

本稿では、1585年に刊行された『日本からの天正遣欧使節の来欧記録』のドイツ語訳パンフレットに収録されている「天正遣欧使節についてのルター派聖職者の所見文」の後半部分の記述に考察を加え、その箇所に示された「日本認識」の特徴に光を当ててきた。本稿の (I) で、「所見文」の著者が同じパンフレットに収録されている「日

本に関する地誌情報」を《議論の素材》として用いながら「ルター派による日本での宣教の可能性」についての議論を展開していることを指摘した上で、本稿の(Ⅱ)では、同パンフレットに収録されている、この「日本に関する地誌情報」が、1585年にローマ、フィレンツェ、ヴェネチアで刊行されたカトリックの論者の手になるイタリア語のテキストを《主たる情報源の一つ》として、それをドイツ語に意識したものである可能性が高いことを指摘した。そして本稿の(Ⅲ)では、所見文の著者が、「《日本の地理的・文化的環境》と《ルター派及びカトリックの宣教活動》との間の親和性」という独自の視点に基づいて「日本に関する地誌情報」に論評と解釈を加えていることを指摘し、その著者が、「ぶどう酒と食肉の入手が困難で、通貨が存在しない日本の地理的条件」を「カトリックの《一種陪餐》《断食》《托鉢》の慣習」と親和的なものと見なしつつ、他方では、「印刷術が存在し、多くの廷臣や軍人や商人が居住し、オイルや蠟や鐘が存在しない日本の地理的条件」を「ルター派の《印刷術を用いた思想伝播の手法》《功績主義の否定の思想》(《オイルや蠟や鐘などの視聴覚媒体に依拠しない宣教方法》)と親和的なものと見なししていたことを明らかにした。本稿での検討を通じて明らかになった、これらの特徴は、「天正遣欧使節の来欧」の時期に「イタリア語圏のカトリックの論者の手で記された日本についての地誌情報」が「ルター派の視点」から「ドイツ語圏の教派対立の文脈」のなかにもどのように移し替えられていったかを窺い知るための貴重な参考材料となりうるであろう。

また、16世紀に非キリスト教世界で活発な宣教活動を展開したカトリック教会に比して、ルターを初めとする宗教改革者が「非キリスト教圏での宣教」に対して無関心であった、とする一般

的な通説に対して、一部の教会史家たちは、宗教改革者や16世紀のプロテスタントの論者たちが「非キリスト教圏での宣教」に対する《独自の関心と視座》を育てていたことを強調してきたが⁶⁴⁾、本稿の研究成果は、そうした「16世紀のプロテスタントの論者たちの《非キリスト教圏での宣教》に対する独自の関心と視座》を浮き彫りにするための新たな参照材料となりうる。

だが、他方で、「所見文」の著者が「日本の廷臣、軍人、商人についての情報」をそこから得たと主張している「日本に関する地誌情報」のなかには「廷臣、軍人、商人に関する記述」は含まれておらず、この点で、「所見文」の著者の記述と「日本に関する地誌情報」の記述との間には《書誌学的な不一致点》が認められる。また、「所見文」の記述には、「ルター派聖職者」であるはずの著者が「信仰を軽視し利益と利得を重視する時勢順応主義者」を「日本でのルター派の勢力拡大のための支持基盤」と見なししている、という《神学的な矛盾点》も見出せる。本稿での検討を通じて浮き彫りとなった、「ルター派聖職者の所見文」が抱えるこれらの「不一致点や矛盾点」は、2023年の拙論文の末尾で指摘した「ルター派聖職者の所見文の《史料としての信憑性》をめぐる問い」とも関連する、複雑な問題を背後に孕んでいる。これらの問題について詳細な分析を行うためには、「所見文」の後半部分の記述のうち、本稿で検討を加えなかった箇所（「日本への使節派遣を行うための権能・命令に関する記述」など）にも改めて目を向ける必要があるが、それらの論点については、稿を改めて考察の機会を設けたい。

また、本稿の(Ⅱ)で指摘した、「日本に関する地誌情報」のドイツ語テキストと1585年にローマ、フィレンツェ、ヴェネチアで刊行されたイタリア語テキストとの間の《類似性と影響関

係》について、より正確な分析を行うためには、それぞれのテキストの全体についての綿密な比較考証が必要となるが、この点についても、改めて検討の機会を設けたい。2023年の拙論文と本稿での《一連の考察》を通じて、1580年代の「天正遣欧使節の来欧」の時期に「日本に関する一次情報」が《(ラテン語・イタリア語・ドイツ語などの)ヨーロッパ諸言語への翻訳》を介してヨーロッパ各地に伝播していった有り様が垣間見え、さらにそうした「日本に関する一次情報の翻訳と伝播」の過程で、そこに「新たな解釈」が付け加えられ、「新たな《日本》像」が紡ぎ出されてゆくプロセスが浮き彫りとなった。そうした「日本に関する一次情報の《多様な言語への翻訳》と《再解釈》」のプロセスを正確に分析し、跡づけるためには、「近世ヨーロッパのそれぞれの言語圏のテキストの専門家たち」の相互協力に基づく共同研究が必要不可欠であると思われる。2023年の拙論文と本稿の研究成果が、そうした「近世ヨーロッパのさまざまな言語圏にまたがる共同研究」の一助となることを期待したい。

(補記) 引用文中の [] の中に記された語句は、本稿著者による補足を表し、[...] は、省略箇所を表している。引用文中に () で挿入した原文表記や注の史料表題表記では、史料のなかで用いられている近世ヨーロッパ諸言語の綴りと省略記号をそのまま使用しており(但し、近世ドイツ語に見られる特殊なウムラウト表記は、現代ドイツ語のウムラウト表記に改めた)、名詞・形容詞・冠詞の格変化に関しても、原文中の表記をそのまま使用している。そのために、日本語翻訳文の格助詞と () に挿入した原文表記の格変化とが照応していない箇所がある。注記中の VD16 の書誌データは、『ドイツ語圏で出版された 16 世紀

の印刷物の目録』(*Verzeichnis der im deutschen Sprachbereich erschienenen Drucke des XVI. Jahrhunderts*, Stuttgart, 1983-2000) と、この目録のデータに基づいて増補・編纂・公開されているバイエルン図書館連盟のオンライン・データベース (<https://www.bsb-muenchen.de/sammlungen/historische-drucke/recherche/vd-16/>) (2023年9月25日時点) に依拠している。また、注で用いた略記は以下の通り。R. Streit, *Bibliotheca Missionum, Bd. 4*, Aachen, 1928 (=BM IV); *Bibliographischer ALT-JAPAN-KATALOG 1542-1853*, Kyoto, 1940 (=AJK)。なお、注記中の聖書の参照箇所は、『聖書・新共同訳』日本聖書協会、1996年に拠っている。本稿は、科学研究費補助金(基盤研究C・課題番号21520759)の助成を受けた研究成果の一部であるとともに、人間文化研究機構国際日本文化研究センターが実施した共同研究「西洋における日本観の形成と展開」の成果である。

注

- (1) 蝶野立彦「教派対立と神学論争のなかの《天正遣欧使節》——ドイツ語訳『天正遣欧使節記録』に収録された《ルター派聖職者の所見文》(1585年)と《イエズス会士によるルター派への論難》の関わりをめぐって」、『明治学院大学教養教育センター紀要 カルチャー』第17巻第1号、明治学院大学教養教育センター、2023年、43-66頁に所収。
- (2) *Zeitung/ Welcher Gestalt/ im Martio dieses fünffundachtzigsten Jars/ etlich König vnd Fürsten auß Japonia ihre Abgesandten/ deß Glaubens halben/ gen Rom geschickt haben...*, o. O., 1585 (VD16 A 142). Vgl. AJK, Nr. 1620; A. Boscaro, *Sixteenth Century European Printed Works on the First Japanese Mission to Europe*, Leiden, 1973, no. 33. 同書の1586年版と1587年改訂版の書誌データについては、Boscaro, *op. cit.*, no. 53, 56を参照のこと。
- (3) 本稿では、「ドイツ」という名称を、原則として

- 「16世紀の神聖ローマ帝国の支配地域」を指す言葉として用いており、そこには現代のチェコやオーストリアの領土も含まれる。
- (4) *ACTA CONSISTORII PVBLICE EXHIBITI A S.D.N. GREGORIO PAPA XIII. REGVM IAPONIORVM LEGATIS ROMAE, DIE XXIII. MARTII. M. D. LXXXV*, Roma, 1585. Vgl. BM IV, Nr. 1619; AJK, Nr.33; Boscaro, *op.cit.*, no.2; 『国際日本文化研究センター所蔵日本関係欧文図書目録 第4巻』, 国際日本文化研究センター, 2018年, 17-18頁, no.1064。
- (5) 蝶野「教派対立と神学論争のなかの《天正遣欧使節》」, 56頁。
- (6) 同, 47頁。
- (7) *Zeitung/ Welcher Gestallt*, Bl.D1a-D2b (S.23-26). この「日本諸島についての簡潔な記述」のドイツ語原文は, P. Kapitza (Hg.), *Japan in Europa, Bd. I*, München, 1990, S.149-150に, 現代活字に翻刻されたかたちで収録されている。
- (8) *Zeitung/ Welcher Gestallt*, Bl.D1a (S.23).
- (9) Boscaro, *op.cit.*, pp.186-187.
- (10) *BREVE RAGGVAGLIO DELL' ISOLA DEL GIAPPONE*, Bologna, 1585. Vgl. BM IV, Nr.1641; Boscaro, *op.cit.*, no.34. 同印刷物の日本語訳が太田正雄/レナート・タシナリ共訳「日本の島とぼっばグレゴリオ十三世の聖座に恭敬をささげ奉る爲めにそこより渡り來れる公子たちとに關する短き記録」, 日葡協會編『日葡交通 第二輯』, 東洋堂, 1943年, 133-150頁に収録されており, 同印刷物の複写もそこに掲載されている。
- (11) Boscaro, *op.cit.*, no.35-38. 本稿での《同書からの引用》に際しては, 以下のヴェネチア版を用いることとする。*BREVE RAGGVAGLIO DELL' ISOLA DEL GIAPPONE, HAVVTO CON LA VENVTA A Roma delli Legati di quel Regno*, Venetia, 1585. Vgl. Boscaro, *op.cit.*, no.38.
- (12) *IAPONIORVM REGVM LEGATIO, Romæ coram summo Pontifice, GREGORIO XIII. 23. Martij habita: Anno: 1585*, Roma/ Bologna/ Cracow, 1585, f.B4a. Vgl. BM IV, Nr.1634; AJK, Nr.789; Boscaro, *op.cit.*, no.10.
- (13) *Zeitung/ Welcher Gestallt*, Bl.D1a (S.23).
- (14) *BREVE RAGGVAGLIO DELL' ISOLA DEL GIAPPONE*, f.A2a.
- (15) *BREVE RAGGVAGLIO DELL' ISOLA DEL GIAPPONE*のイタリア語テキストでは, この箇所の「1800000歩 (Schritt)」「600000歩」に照応する文言として, それぞれ「1800マイル (miglia)」「600マイル」という文言が用いられてお
- り, 「日本諸島についての簡潔な記述」のドイツ語テキストの著者が「1マイル = 1000歩 (Schritt)」と換算していたことが窺える。
- (16) 「ヴェルシュの国 (Welschland)」とは, 中・近世のドイツ語において「(イタリアやフランスなどの) ロマンズ語地域」を意味する言葉であり, 16~17世紀には, 主に「イタリア」を指し示す言葉として用いられた。この点については, 蝶野立彦『十六世紀ドイツにおける宗教紛争と言論統制』, 彩流社, 2014年, 174頁を参照せよ。
- (17) *Zeitung/ Welcher Gestallt*, Bl.D1a-D2b (S.23-26).
- (18) *BREVE RAGGVAGLIO DELL' ISOLA DEL GIAPPONE*, ff.A2a-A4a.
- (19) *Zeitung/ Welcher Gestallt*, Bl.D3a (S.27).
- (20) *BREVE RAGGVAGLIO DELL' ISOLA DEL GIAPPONE*, f.A4b.
- (21) *Zeitung/ Welcher Gestallt*, Bl.D3b (S.28).
- (22) 蝶野「教派対立と神学論争のなかの《天正遣欧使節》」, 48頁。「代父殿」が所見文の著者に送付したテキストが, 『枢機卿会議の記録』及び「日本諸島についての簡潔な記述」の原文(ラテン語及びイタリア語のテキスト)であるのか, それともドイツ語に翻訳されたテキストであるのかは, 「所見文」の記述からは判定し難い。
- (23) 蝶野「教派対立と神学論争のなかの《天正遣欧使節》」, 48-51頁。
- (24) *Zeitung/ Welcher Gestallt*, Bl.E3a (S.35).
- (25) *Ibid.*
- (26) *Ibid.*
- (27) *Ibid.*, Bl.E3a-F4b.
- (28) *Ibid.*, Bl.E3b (S.36).
- (29) *Ibid.*, Bl.F3b (S.44).
- (30) *Ibid.*, Bl.E3b (S.36).
- (31) *Ibid.*
- (32) *Ibid.*, Bl.D1b (S.24).
- (33) *Ibid.*, Bl.E3b-E4a (S.36-37).
- (34) *Ibid.*, Bl.E4a (S.37).
- (35) *Ibid.*
- (36) Vgl. E. Iserloh, Art., „Abendmahl III/2“, in: *Theologische Realenzyklopädie, Bd. 1*, Berlin, 1977, S. 89-106, bes. S.94-95.
- (37) 『マタイによる福音書』26章27-29節。
- (38) M. Luther, *DE CAPTIVITATE BABYLONICA ECCLESIAE, Præliudium Martini Lutheri*, Wittenberg, 1520 (VD16 L 4189), Bl.B1b; *D. Martin Luthers Werke, kritische Gesamtausgabe, Bd. 6*, Weimar, 1888, S.504. 同引用箇所については, 岸千年訳「教会のパピロン虜囚について, マルティン・ルターの序曲」(『ルター著作集第1集第3巻』, 聖文舎,

- 1969年, 189 - 354頁に所収), 211頁も参照せよ。
- (39) アリスター・E・マクグラス著, 高柳俊一訳『宗教改革の思想』, 教文館, 2000年, 223頁を参照せよ。
- (40) *Die Bekenntnisschriften der evangelisch = lutherischen Kirche*, 12. Auflage, Göttingen, 1998, S.85. 同引用箇所については, 信条集専門委員会訳『一致信条書』, 聖文舎, 1982年, 63頁も参照せよ。なお, 同引用箇所のなかの「主の晩餐において」の文言は, ラテン語文のみに記載され, ドイツ語文には記載されていない。
- (41) *Zeitung/ Welcher Gestalt*, Bl.E4a-E4b (S.37-38).
- (42) 蝶野前掲書, 482頁を参照のこと。
- (43) *Zeitung/ Welcher Gestalt*, Bl.E4b (S.38).
- (44) *Ibid.*, Bl.E4b-F1a (S.38-39).
- (45) *Ibid.*, Bl.F1a (S.39).
- (46) *Ibid.*, Bl.D2a (S.25).
- (47) *DIVI THOMAE AQUINATIS ... SUMMA THEOLOGICA EDITIO ALTERA ROMANA...*, *Secunda Secundae Partis*, Roma, 1894, p.958.同引用箇所の日本語訳は, 渋谷克美/松根伸治訳『トマス・アキナス 神学大全 第21冊』, 創文社, 2011年, 316頁に依る。
- (48) Vgl. S. G. Hall/ J. H. Crehan, Art. „Fasten/ Fasttage III“, in: *Theologische Realenzyklopädie*, Bd. 11, Berlin, 1983, S.48-59, bes. S.55.
- (49) H. Zwingli, *Von erkiesen vnd fryheit der spysen*, Zürich, 1522 (VD16 Z 925), Bl. F6a-F6b; *HULDREICH ZWINGLIS SÄMTLICHE WERKE*, Bd. 1, Berlin, 1905, S.135. 同引用箇所については, 中村賢二郎/瀬原義生/倉塚平/田中真造/久米あつみ/森田安一編訳『原典宗教改革史』, ヨルダン社, 1976年, 252 - 256頁に収録された同書の抄訳(森田安一訳), とりわけ255頁も参照のこと。ツヴィングリによる『食物の選択と自由について』の発表のきっかけともなった, 1522年3月の四旬節の肉食禁止期間中のチューリヒの印刷業者C・フロ
- シャウアー宅での「ソーセージ会食」が引き起こした騒動(いわゆる「ソーセージ事件」)の経緯については, 『原典宗教改革史』, 210 - 211頁を参照せよ。
- (50) *Die Bekenntnisschriften der evangelisch = lutherischen Kirche*, S.100-101, 104. 『一致信条書』, 84頁及び88頁も参照のこと。
- (51) 『使徒言行録』15章20節。
- (52) *Die Bekenntnisschriften der evangelisch = lutherischen Kirche*, S.131. 『一致信条書』, 122-124頁も参照のこと。
- (53) *Zeitung/ Welcher Gestalt*, Bl.F2a (S.41).
- (54) *Ibid.*, Bl.D2a (S.25).
- (55) *Ibid.*, Bl.F2a (S.41).
- (56) *Ibid.*, Bl.F3b (S.44).
- (57) *Ibid.*, Bl.D2a (S.25).
- (58) *Ibid.*, Bl.F3b (S.44).
- (59) A. Pettegree, Books, pamphlets and polemic, in: A. Pettegree (ed.), *The Reformation World*, London/ New York, 2000, pp.109-126; マクグラス前掲書, 33 - 37頁; R・W・スクリプナー/ C・スコット・ディクスン著, 森田安一訳『ドイツ宗教改革』, 岩波書店, 2009年, 24 - 25頁; アンドルー・ベティグリー著, 桑木野幸司訳『印刷という革命』, 白水社, 2015年, 155 - 179頁; 蝶野前掲書, 44 - 55頁を参照のこと。
- (60) *Zeitung/ Welcher Gestalt*, Bl.F3b-F4a (S.44-45). 但し, 同印刷物では, S.45の頁番号が誤ってS.33と表記されている。
- (61) *Zeitung/ Welcher Gestalt*, Bl.F4a (S.45).
- (62) *Ibid.*, Bl.D1b (S.24).
- (63) *Ibid.*, Bl.F4a (S.45).
- (64) 「《非キリスト教圏での宣教》に対する宗教改革者たちの認識」に関する1890年代~1970年代の一連の議論について, H. Kasdorf, *The Reformation and Mission*, in: *International Bulletin of Mission Research*, Vol.4-4(1980), pp.169-175を参照のこと。